

◎新潟県告示第381号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	住所及び氏名又は名称	ふ化場の住所地及び名称
新潟5第 1号	令和5年4 月1日	令和8年3月31 日	見附市新幸町6番1号 株式会社I・ひよこ 代表取締役 宇田 仁	見附市新幸町6番1号 株式会社I・ひよこ